

地震保険

●ご契約のしおり●

地震保険普通保険約款・特約

- この「ご契約のしおり」は、地震保険普通保険約款および特約について、重要な事項をご説明したものです。
- この「ご契約のしおり」は、保険証券と同様に大切に保存してください。
- 複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- 弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は、保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しておりますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っております。
- わかりにくい点、お気づきの点などがございましたら、ご遠慮なく取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

富士火災海上保険株式会社

〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11

【保険に関するご質問・ご相談・ご連絡窓口】

●電話番号はおかげ間違えのないように●

商品・契約内容に関するお問い合わせは…

富士火災 **お客さまセンター**

0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日 午前9:00～午後6:00
●土日祝 午前9:00～午後5:00

※年末年始を除きます。

事故の受付・ご相談は…

富士火災 **セイティ24コントакトセンター**

0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

24時間・365日 受け付けております。

ご不満・ご要望のお申し出は…

富士火災 **お客さまの声室**

0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。

●平日 午前9:00～午後7:00

※年末年始を除きます。

弊社との間で問題を解決できない場合は…

一般社団法人
日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**

0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241

●平日 午前9:15～午後5:00 (12月30日～1月4日を除きます)
--

※電話料金はお客さま
負担となります。

◆目 次◆

«地震保険の概要»

1 商品の仕組みおよび引受条件等.....	1
1. 商品の仕組み	
2. 保険金をお支払いする主な場合	
3. 保険金をお支払いできない主な場合	
4. 保険期間	
5. 引受条件（保険金額等）	
2 満期返れい金・契約者配当金.....	2
3 解約返れい金の有無.....	2

«ご注意いただきたい事項のご説明»

1 告知義務・通知義務等.....	3
1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく義務）等	
2. 通知義務（ご契約後にご通知いただく義務）等	
2 重大事由による解除.....	4
3 無効・取消し・失効.....	4
4 保険責任開始期.....	4
5 保険金をお支払いできない主な場合.....	4
6 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い.....	4
7 解約と解約返れい金.....	5
8 保険会社破綻時等の取扱い.....	5
9 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと.....	5
1. 事故の発生	
2. 保険金の請求時に必要となる書類等	
3. 保険金をお支払いする時期	
4. 保険金の代理人請求	
5. 保険金の請求権の時效	
10 保険金支払後の保険契約.....	6

«約款»

1 地震保険普通保険約款.....	9
特約	
※特約の右の□内の表示文言は、保険証券上に表示する略称を表します。略称が表示されている特約は、保険証券の特約欄に略称の記載がある場合にセットされます。なお、略称表示のない特約は、ご契約の内容に応じて自動的にセットされます。	
長期総合保険契約に付帯される場合の特則.....	16
積立団地保険契約に付帯される場合の特則.....	16
積立型追加特約（地震保険用）.....	17
抵当権者特約（地震保険用） <input type="checkbox"/> 抵当権者（地震）.....	20
長期保険保険料払込特約（地震保険用） <input type="checkbox"/> 地震長期.....	20
自動継続特約（地震保険用） <input type="checkbox"/> 地震自動継続.....	21
保険契約継続特約（金融機関集団扱契約用）.....	22
保険契約継続特約（住宅ローン利用者集団扱契約用）.....	22

«ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料(例)»

1 保険期間が1年で保険料を一括してお支払いただいた場合…	7
2 長期一括払の場合.....	7

主な用語のご説明

用語	ご説明
被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。ただし、損害賠償請求権者および質権者は含みません。
保険価額(時価)	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
保険金額	保険のご契約金額をいいます。

地震保険の概要

●お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けていますので、必ずご確認ください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

- (1)地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失により、居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅建物)および居住用建物に収容される家財に一定以上の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
- (2)保険金は、損害の程度の区別別に、地震保険金額の一定割合をお支払いします。
- (3)火災保険または積立火災保険(以下「基本契約」といいます。)にセットしてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。
- (4)基本契約が保険期間の中途中で終了した場合は、地震保険も同時に終了します。

2 保険金をお支払いする主な場合

お支払いする主な場合は次のとおりです。詳しくは、地震保険普通保険約款をご確認ください。

- (1)地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である建物や家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、半損または一部損)に応じて地震保険の保険金額の一定割合(100%、50%または5%)をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損の場合	地震保険金額の100%(時価が限度)
半損の場合	地震保険金額の 50%(時価の50%が限度)
一部損の場合	地震保険金額の 5%(時価の5%が限度)

- (2)1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金の総額が6兆2,000億円(2012年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{全損、半損または一部損の算出された保険金の額} \times \frac{6\text{兆}2,000\text{億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

3 保険金をお支払いできない主な場合



お支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは、地震保険普通保険約款をご確認ください。

- (1)家財のうち、次のものは保険の対象に含まれません。これらのものを基本契約の保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象なりません。

●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手 ●自動車 ●1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(どう)、彫刻物その他の美術品 ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するものなど

- (2)建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

4 保険期間

地震保険の契約を締結する際の基本契約の残存期間(保険期間のうち未経過である期間)が1年以下の場合は、基本契約の満期日までを保険期間とします。また、地震保険の契約を締結する際の基本契約の残存期間が1年を超える場合は、基本契約の次の始期応当日(保険期間の初日と同じ月日)までご契約いただきます。始期応当日以降については、地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約を組み合わせて、基本契約の満期日までご契約いただきます。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

【保険期間が自動的に継続する方式についてのご注意】

- ・保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申出がないかぎり、自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、保険期間の初日など所定の期日までにお支払いください。所定の期日までに保険料のお支払いがない場合は、お支払い前に生じた事故による損害には保険金をお支払いできません。

5 引受条件(保険金額等)

(1) 保険金額

建物・家財ごとに、基本契約の保険金額の30%～50%の範囲で設定してください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額になります。既に他の地震保険契約があり追加でご契約いただく場合は、限度額から他の地震保険金額の合計金額を差し引いた残額が追加契約の限度額になります。

(2) 家財のご契約について

建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財の損害を補償するためには、建物とは別に家財の保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

(3) 建物の構造について

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造とロ構造の2つに区分されます。

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に係る地域(東海地震に係る地震防災対策強化地域)内に所在する建物および家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。(P23参照)

2 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

3 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対して所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

ご注意いただきたい事項のご説明

●お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には◆印を付けていますので、必ずご確認ください。

1 告知義務・通知義務等

1 告知義務(ご契約時にお申出いただく義務)等

!(1) 告知義務

ご契約者または被保険者となる方は、申込書に記載された危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める項目(告知事項)について、ご契約時に事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

告知事項(申込書には黄色の網掛けまたは◎を付けています。)

- ・保険の対象の所在地 ・建物の用法(住宅・共同住宅・店舗・事務所 等)
- ・建物の柱の種類・耐火性能区分(コンクリート造・鉄骨造・木造・耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物 等)
- ・保険の対象の所有者
- ・他の保険契約(注)の有無およびご契約の内容(保険会社・保険種類・満期日・基本契約保険金額・地震保険金額 等)
(注)地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。

(2) 告知義務違反

ご契約者または被保険者となる方の故意または重大な過失によって、告知事項について、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

2 通知義務(ご契約後にご通知いただく義務)等

!(1) 通知義務

ご契約者または被保険者は、ご契約の後、告知事項のうち以下の項目(通知事項)に変更が発生した場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまで通知いただく義務(通知義務)があります。

通知事項(申込書には★を付けています。)

- ・保険の対象の所在地 ・建物の用法 ・建物の柱の種類・耐火性能区分

(2) 通知義務違反

ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけなかった場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

(3) その他ご通知いただく事項

次の場合は、直ちにその旨を、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでご通知ください。

- ・ご契約時における建物または家財の保険金額を実際の保険価額より高く設定していたことに気づいた場合
- ・建物または家財の価額が著しく減少した場合
- ・ご契約者の住所または通知先を変更する場合
- ・被保険者が建物または家財を譲渡する場合

(4) 引受範囲外の解除について

次の場合は、保険の対象が地震保険でお引き受けできる条件の対象外となるため、保険契約の中途であってもご契約を解除させていただくことがあります。

- ・保険の対象が日本国外に移転した場合
- ・建物が住居として使用されなくなった場合

2 重大事由による解除

- !
次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約の全部または一部を解除させていただくことや保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
- ① ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合
 - ② 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
 - ③ ご契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 など

3 無効・取消し・失効

(1)無効

ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

(2)取消し

ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなります。既にお支払いいただいた保険料は返還できません。

(3)失効

保険の対象の全部が滅失した場合または前記①②(3)のご通知がなく保険の対象を譲渡された場合は、この保険契約は失効となります。ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対して所定の保険料を返還します。

4 保険責任開始期

- !
(1)保険責任は、保険期間の初日の午後4時(申込書またはセットする特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。
(2)保険料は、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

5 保険金をお支払いできない主な場合

!
次の場合は、保険金をお支払いできません。詳しくは、地震保険普通保険約款をご確認ください。

- (1)ご契約者や被保険者等の故意・重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2)戦争、外国の武力行使、内乱、暴動、核燃料物質等によって生じた損害
- (3)地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- (4)保険の対象の紛失・盗難による損害

6 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

- !
(1)セットで契約いただく火災保険または積立火災保険の次の始期応当日(保険期間の初日と同じ月日)を保険期間の初日とするご契約の分割保険料は、所定の払込期日(注)までにお支払いください。なお、積立火災保険にセットされる場合において、払込期日の属する月の翌月末日を経過しても分割保険料のお支払いがない場合には、ご契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、貸付可能な範囲内でお支払いされなかった保険料に相当する額を自動的にご契約者に貸付け、保険料に充当します。これを保険料の振替貸付といいます。利息は所定の利率で計算し、ご契約が終了となる保険金・満期返れい金などのお支払いの際にこの貸付金がある場合は、その元利合計を差し引いてお支払いします。保険料の振替貸付ができない場合には、保険契約は失効し、保険金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。
(注)口座振替の場合、金融機関所定の振替日(通常は該当月の26日)が保険料払込期日となります。
- (2)分割払の場合で、保険金のお支払いにより保険契約が終了するときは、次のとおりとなります。
- ①火災保険にセットされる場合
お支払いいただいている期間に対応する保険料を請求いたします。
 - ②積立火災保険にセットされる場合
終了する契約年度(保険期間の初日から起算して1年ごとの期間)におけるお支払いいただいている保険料を請求いたします。

7 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に對して所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

8 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合またはその業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続に基づき契約条件の変更等が行われた場合には、保険金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じたりすることがあります。

地震保険契約は、損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金および解約返れい金等の全額が補償されます。

詳しくは、弊社ウェブサイト(<http://www.fujikasai.co.jp/>)をご覧いただきか、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

9 事故が発生した場合にご注意いただきたいこと

1 事故の発生

- (1) 地震保険で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れるごとや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。
- (2) 事故が発生した場合は、損害があったものの確認が必要となりますので、弊社の調査前に処分されないようにご注意ください。

2 保険金の請求時に必要となる書類等

被保険者には、下記の書類のうち弊社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下記以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- (1) 弊社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する事項を含みます。)

※事故日時、発生場所、原因なども記載していただきます。

- (2) 保険金請求者であることを証明する書類

書類の例　・委任状　・印鑑証明書　・戸籍謄本　・家族関係の証明書(住民票、健康保険証(写)・運転免許証(写))　など

- (3) 保険の対象に発生した損害や費用等に関する保険金の支払いをご請求する場合に必要な書類

① 損害等の発生を示す書類

書類の例　・公的機関が発行する証明書(罹災証明書)　など

② 損害の額等を示す書類

書類の例　・写真(現場および損傷箇所)　・図面(配置図、建物図面)　など

③ 保険の対象であることを証明する書類

書類の例　・建物登記簿謄本　・固定資産課税台帳写　・所有権区分に関する確認書、マンション管理組合規約　など

④ この保険契約に質権が設定されている場合に必要な書類

書類の例　・保険金直接支払指図書　・質権者の保険金請求書　・保険金支払先確認書　・質権の債権額現在高確認書　など

⑤ その他の書類

書類の例　・権利移転書　・調査同意書(弊社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書)　など

3 保険金をお支払いする時期

弊社は、前記②の書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合は、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

4 保険金の代理人請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

5 保険金の請求権の時効

保険金請求権については、時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権が発生する時期などの詳細は、地震保険普通保険約款をご確認ください。

10 保険金支払後の保険契約

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に遡って終了します。したがって、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

ご契約内容の変更・解約に伴う返還・追加保険料(例)

ご契約について、内容を変更(以下「契約内容変更」といいます。)したり、解約される場合には、事前に取扱代理店・営業社員までお申出ください。その場合、保険料を返還または請求させていただくことがあります。

その場合の返還保険料および追加保険料の計算方法の概要は下記のとおりとなります。

ご 注意

保険料のお支払方法を分割払とする特約がセットされている場合など、契約内容変更・解約についてのお取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

1 保険期間が1年で保険料を一括してお支払いいただいた場合

- 保険料を返還する場合(保険金額を減額する場合の例)

(「変更後条件による保険料」<「変更前条件による保険料」となる場合)

$$\left[\frac{\text{減額前の保険金額}}{\text{に対する保険料}} - \frac{\text{減額後の保険金額}}{\text{に対する保険料}} \right] \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間に対応する}}{\text{短期率(※)}} \right] = \text{返還保険料}$$

- 追加保険料を請求する場合(保険金額を増額する場合の例)

(「変更後条件による保険料」>「変更前条件による保険料」となる場合)

$$\left[\frac{\text{増額後の保険金額}}{\text{に対する保険料}} - \frac{\text{増額前の保険金額}}{\text{に対する保険料}} \right] \times \frac{\text{未経過期間に対応する}}{\text{短期率(※)}} = \text{追加保険料}$$

- ご契約を解約いただく場合

$$\frac{\text{解約時の保険金額}}{\text{に対する保険料}} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間に対応する}}{\text{短期率(※)}} \right] = \text{返還保険料}$$

(※)短期率は、既経過期間または未経過期間に応じて、次の係数を適用します。

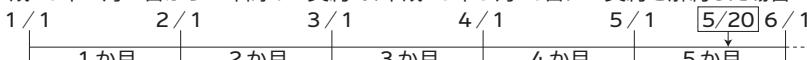
既経過期間または 未経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで
短 期 率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%
既経過期間または 未経過期間	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短 期 率	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

※それぞれ、1か月に満たない期間は「1か月」として計算します。

【既経過期間および未経過期間について】

- 「既経過期間」の短期率の算出の仕方

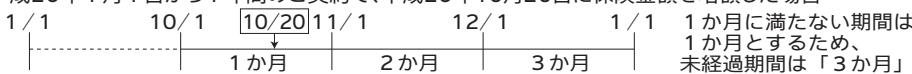
例)平成26年1月1日から1年間のご契約で、平成26年5月20日にご契約を解約した場合



1か月に満たない期間は
1か月とするため、
既経過期間は「5か月」

- 「未経過期間」の短期率の算出の仕方

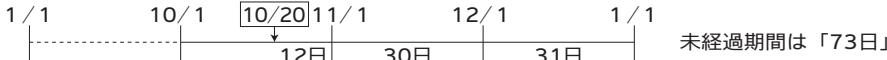
例)平成26年1月1日から1年間のご契約で、平成26年10月20日に保険金額を増額した場合



1か月に満たない期間は
1か月とするため、
未経過期間は「3か月」

- 「未経過期間」の日割の算出の仕方

例)平成26年1月1日から1年間のご契約で、平成26年10月20日にご契約が失効となった場合



未経過期間は「73日」

2 長期一括払の場合

長期一括払(※)は、保険期間1年の場合の保険料に、保険期間に応じた係数を乗じた上で保険料を算出する仕組みとなっており、保険期間が長いほど、1年あたりの保険料が割安になります。

保険期間の中途で、契約内容変更・解約を行う場合の返還保険料および追加保険料は次頁のとおりとなります。

(※)保険期間が1年を超えるご契約で、ご契約時に保険料を一括でお支払いいただく方式をいいます。

- ・保険料を返還する場合（保険金額を減額する場合の例）

減額する保険金額分の年額保険料	×	長期係数	×	未経過期間に対応する料率係数	=	返還保険料
-----------------	---	------	---	----------------	---	-------

- ・追加保険料を請求する場合（保険金額を増額する場合の例）

増額する保険金額分の年額保険料	×	長期係数	×	未経過期間に対応する料率係数	=	追加保険料
-----------------	---	------	---	----------------	---	-------

- ・ご契約を解約いただく場合

長期一括払保険料	×	未経過期間に対応する料率係数	=	返還保険料
----------	---	----------------	---	-------

<地震保険 保険期間別長期係数（例）>

保険期間	2年間	3年間	4年間	5年間
長期係数	1.90	2.75	3.60	4.45

<地震保険 未経過料率係数（例）>

経過期間	保険期間			
	2年間	3年間	4年間	5年間
1年経過	47%	65%	73%	79%
2年経過	0%	33%	49%	59%
3年経過	—	0%	25%	40%
4年経過	—	—	0%	20%
5年経過	—	—	—	0%

ご注意

月々保険料をお支払いいただく払込方法でご契約の場合

保険料分割払（一般）、団体扱および集団扱などで、月々保険料をお支払いいただくご契約の場合には、保険料を所定の払込期日（※）までにお支払いいただくこととなっています。

このため、ご契約が契約内容変更や解約等となる場合は、次の点でご注意が必要です。

（※）ご契約の方式や保険料の払込状況等により取扱いが異なるケースもあります。

詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

①解約等に伴う返還保険料はありません。

返還保険料とは、一時払や年払等、保険料を事前にお支払いいただいているご契約について、解約や契約内容変更等により、将来弊社が補償すべき危険がなくなったり、減少する場合に、その部分に相当する保険料をお返しするものです。

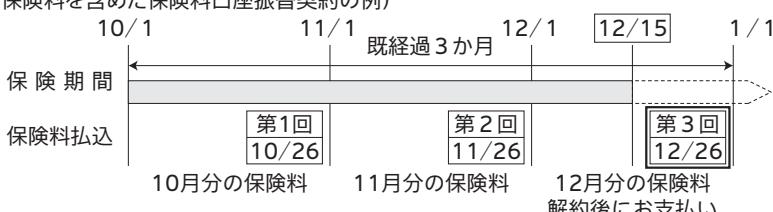
一般的に月々保険料をお支払いいただくご契約の場合は、解約や契約内容変更に伴う返還保険料はありません。

②解約後も保険料をお支払いいただくことがあります。

下記の例のように、ご契約を解約した日以降に、未払込みの保険料をお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。

例) 保険料分割払（一般）契約で、10月1日に保険期間が開始したご契約を12月15日にご解約された場合

（第1回目保険料を含めた保険料口座振替契約の例）



地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合) 建物的主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物的主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p>
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものといたします。（注）（注）他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	<p>(建物の場合) 建物的主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物的主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。</p>
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、扉、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物的主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。

他の保険契約

（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合）

この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（2）①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。

（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合）

この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（3）①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。

半損

（建物の場合）

建物的主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物的主要構造部の損害の額には、第2条（保険金を支払う場合）（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。

(注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。

(生活用動産の場合)

生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害をいいます。

保険価額

損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

保険期間

保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。

(2) 地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

(3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注3) その建物に生じた（1）の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。

(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の紛失または盗難

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

⑤ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

(2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 置、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 治槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車（注）

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

（注）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分（注）または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 置、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの

③ 治槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車（注）

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

（注）自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である建物または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産1,000万円

(3) (2) ①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが結約されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が（2）①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$\frac{5,000\text{万円} \text{または保険価額}}{\text{額のいずれか低い額}} \times \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$$

② 生活用動産

$$\frac{1,000\text{万円} \text{または保険価額}}{\text{額のいずれか低い額}} \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$$

(4) 当会社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
ア. 建物

$$\text{この保険契約の建物についての保険金額} \\ \text{限度額} \times \frac{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}{\text{限額}}$$

イ. 生活用動産

$$\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額} \\ \text{限額} \times \frac{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}{\text{限額}}$$

(注) (2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となりた場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

(3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれに規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が

(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の

保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$5,000万円または保険価額 \times \frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{額のいずれか低い額}} \\ \text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}$$

② 共用部分

$$5,000万円または保険価額 \times \frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{額のいずれか低い額}} \\ \text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}$$

③ 生活用動産

$$1,000万円または保険価額 \times \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{額のいずれか低い額}} \\ \text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}$$

(5) 当会社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3)から(5)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
ア. 専有部分および共用部分

$$\text{この保険契約の専有部分および} \\ \text{限額} \times \frac{\text{それぞれの保険契約の専有部分および} \\ \text{共用部分についての保険金額}}{\text{限額}}$$

イ. 生活用動産

$$\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額} \\ \text{限額} \times \frac{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}{\text{限額}}$$

(注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特則)

(1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算算し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条 (2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これら

を一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締じていたと認める限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかるらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。

② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかるらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6) (2) の規定にかかるらず、(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2) の規定にかかるらず、(1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかるらず、(1) の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させることは、(1) の規定にかかるらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が (2) の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1) の規定にかかるらず、(2) の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法

に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

（注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失效）

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかるわざ。(1) ①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対する追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1) または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

(6) (1) よび(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

(1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

(1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を

取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第17条（保険金額の調整）(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2) もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害見積書

③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もし

くはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消しまたは終了（注3）の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

(注3) 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 幷護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力をを行わなかった場合を含みます。

(4) 当会社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（注）を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

（注）概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得し

た場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するため必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) 当会社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

- (4) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条 (付帯される保険契約との関係)

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条 (保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

- (2) 第9条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約

に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1ヶ月まで	25
2ヶ月まで	35
3ヶ月まで	45
4ヶ月まで	55
5ヶ月まで	65
6ヶ月まで	70
7ヶ月まで	75
8ヶ月まで	80
9ヶ月まで	85
10ヶ月まで	90
11ヶ月まで	95
1年まで	100

特 約

長期総合保険契約に付帯される場合の特則

(この保険契約が付帯される保険契約が長期総合保険の場合には、この特則が適用されます。)

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動継続契約	第8条（自動継続）（1）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込猶予期間	第2回以後の保険料の払込猶予期間をいい、払込期日の属する月の翌月末日（注）までとします。 (注) 保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌月末日までとします。

第2条（読み替え規定）

地震保険普通保険約款（保険責任の始期および終期）第9条（3）の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは、「この保険契約の第1回保険料と、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えます。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料は、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) この保険契約または自動継続契約が、地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきその保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (3) 当会社は、保険料のうち（2）に規定する未払込部分がある場合は、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の失效もしくは解除の場合の返れい金もしくは終了の事由となる保険金または（2）に規定する保険金から（2）に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
- (4) この保険契約が付帯される長期総合保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯する場合は、（1）の規定にかかわらず、保険契約者は保険料を一時に払い込まなければなりません。

第4条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第5条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）

- (1) 払込猶予期間がこの保険契約が付帯されている長期総合保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がないかぎり、その全額をこの保険契約が付帯されている長期総合保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- (2) (1) の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第6条（保険料の振替貸付）

- (1) この条の規定は、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約に地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約が付帯されている場合に適用します。
- (2) 前条（2）の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がないかぎり、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の普通保険約款および地震保険契約の保険料の振替貸付等に関する特約の規定により、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付け

て保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有效地に継続させます。

第7条（告知義務、通知義務による追加保険料の払込）

当会社は、保険契約者が地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）および（2）に規定する追加保険料の支払いを怠った場合（注）は、保険契約者による書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、同条（3）の規定にかかわらず、この保険料の払込みにおいても、前条の規定を準用するものとし、これにより保険料の振替貸付を行う場合は、当会社は、この保険契約を解除することはできません。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第8条（自動継続）

（1）この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更が必要が生じた場合、この特約は失效します。

（注）この保険契約が付帯される長期総合保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

（2）自動継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

（3）自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料（注）に対する領収証をもってこれに代えることができます。

（注）保険料が2回以上に分割して支払われるべき場合においては、その第1回保険料をいいます。

（4）この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後（1）の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

（5）当会社は、（4）の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約の満了の日より1か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）にあて、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があったときには、（1）の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

（注）地震保険普通保険約款第12条（保険契約者の住所変更）による通知があつた場合には、その住所または通知先をいいます。

（6）（1）の規定は、地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）および第11条（通知義務）（2）の効力を妨げないものとします。

（7）（1）から（5）までの規定は、地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

積立団地保険契約に付帯される場合の特則

（この保険契約が付帯される保険契約が積立団地保険の場合には、この特則が適用されます。）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動継続契約	第8条（自動継続）（1）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込猶予期間	第2回以後の保険料の払込猶予期間をいい、払込期日の属する月の翌月末日（注）までとします。 (注) 保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌月末日までとします。

第2条（読み替え規定）

地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは、「この保険契約の第1回保険料と、この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えます。

第3条（保険料の払込方法）

（1）自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料は、払込期日までに払い込まなければなりません。

（2）この保険契約または自動継続契約が、地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきその保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。

（3）当会社は、保険料のうち（2）に規定する未払込部分がある場合は、この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の失効もしくは解除の場合の返れい金もしくは終了の事由となる保険金または（2）に規定する保険金から（2）に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

（4）この保険契約が付帯される積立団地保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯する場合は、（1）の規定にかかわらず、保険契約者は保険料を一時に払い込まなければなりません。

第4条（保険料払込方法の変更）

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第5条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）

（1）払込猶予期間がこの保険契約が付帯されている積立団地保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がないかぎり、その全額をこの保険契約が付帯されている積立団地保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

（2）（1）の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第6条（保険料の振替貸付）

（1）この条の規定は、この保険契約が付帯されている積立団地保険契約に地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約が付帯されている場合に適用します。

（2）前条（2）の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の普通保険約款および地震保険契約の保険料の振替貸付等に関する特約の規定により、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

第7条（告知義務、通知義務による追加保険料の払込）

当会社は、保険契約者が地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）および（2）に規定する追加保険料の支払いを怠った場合（注）は、保険契約者による書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、同条（3）の規定にかかわらず、この保険料の払込みにおいても、前条の規定を準用するものとし、これにより保険料の振替貸付を行う場合は、当会社は、この保険契約を解除することができません。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第8条（自動継続）

（1）この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要

が生じた場合、この特約は失効します。

（注）この保険契約が付帯される積立団地保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

（2）自動継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

（3）自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料（注）に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

（注）保険料が2回以上に分割して支払われるべき場合においては、その第1回保険料をいいます。

（4）この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後（1）の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

（5）当会社は、（4）の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約の満了の日より1か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）にあてて、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があつたときには、（1）の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

（注）地震保険普通保険約款第12条（保険契約者の住所変更）による通知があつた場合には、その住所または通知先をいいます。

（6）（1）の規定は、地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）および第11条（通知義務）（2）の効力を妨げないものとします。

（7）（1）から（5）までの規定は、地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかわりありません。

積立型追加特約（地震保険用）

（積立型基本特約付帯の火災保険契約に地震保険がセットされた契約にこの特約を適用します。）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
自動継続契約	第3条（保険契約の自動継続）（1）の規定により自動的に継続される保険契約をいいます。
主契約	積立型基本特約付帯の保険契約をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
払込猶予期間	以下の保険料の払込みの猶予期間をいい、払込期日の属する月の翌月末日（注）までとします。 ① 主契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合 自動継続契約の保険料 ② 主契約の保険料の払込方法が月払または団体扱の場合 第2回以後の保険料、自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料 (注) 主契約の保険料の払込方法が月払の場合には、主契約の満了する日に保険期間が満了する保険契約の最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。
保険金	地震保険普通保険約款またはこれに付帯された特約に規定する保険金をいいます。
契約年度	保険期間の初日から起算した1年ごとの期間をいいます。

第2条（特約の適用条件）

当会社は、主契約と同一保険証券で引き受ける保険契約に限り、この特約を適用します。

第3条（保険契約の自動継続）

（1）この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より当会社の定める書面による別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了時と同一の内容（注）で自動的に継続されるものとし、以後同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保

険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

(注) 主契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(2) この保険契約および自動継続契約の保険期間の末日は、いかなる場合も保険証券記載の主契約の保険期間の末日を超えないものとします。

(3) 自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその自動継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができるものとします。

(4) 当会社は、主契約の保険料の払込方法が一時払で、かつ、この保険契約の保険期間が主契約の保険期間と同一の場合には、(1)の規定は適用しません。

第4条 (保険料の払込方法)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約および自動継続契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。

(2) 主契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時にこの保険契約の保険料を払い込み、自動継続契約の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(3) 主契約の保険料の払込方法が半年払または月払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以後の保険料(注)については、払込期日までに払い込まなければなりません。

(注) 自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。

(4) この保険契約または自動継続契約が地震保険普通保険約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべきとの保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まれなければなりません。

(5) 当会社は、保険料のうち(4)に規定する未払込部分があるときは、主契約の失効もしくは解約の場合の返りい金、主契約の終了の事由となる保険金または(4)に規定する保険金から(4)に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

(6) 主契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯するときは、(1)から(3)までの規定にかかるわらず、保険契約者は保険料を一時に払い込まなければなりません。

第5条 (保険料払込方法の変更)

保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

第6条 (第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)

(1) 払込猶予期間が主契約の満了する日に保険期間が満了する保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分がある場合は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を主契約の満期返りい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

(2) (1)の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第7条 (保険料の振替貸付)

前条(2)の規定にかかるわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、主契約に適用されている次に掲げる特約の規定により、払い込まれなかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

① 積立型基本特約

② 地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約

第8条 (保険料の変更等ー告知義務・通知義務等)

(1) 地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、同条(3)の規定による訂正を承認した日を保険期間内に含む保険契約の満了日までの保険料について、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を一括して返還または請求します。

(2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、危険増加または危険の減少が生じた日(注)を保険期間内に含む保険契約の満了日までの保険料については、別表1の規定

により計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた日をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、この保険料の払込みについても前条の規定を準用するものとし、これにより当社が保険料の振替貸付を行った場合には、当会社は、この保険契約を解除することはできません。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払いがなかった場合に限ります。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した地震保険普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の際、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求をする場合において、保険料を請求する必要があるときは、当会社は、別表1の規定により計算した保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払いを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、地震保険普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第9条 (保険料の変更ー保険料率の改定)

(1) 保険期間の中途において、この保険契約または自動継続契約に適用されている保険料が改定され保険料を変更する必要があるときは、当会社は、改定された日以後に保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。

(2) この保険契約の保険期間が1年を超える場合、この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第10条 (返りい金の支払ー失効等の場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合の返りい金の支払は、別表3(1)の規定によります。

① この保険契約または自動継続契約が失効した場合

② 主契約がその地震保険普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約または自動継続契約が地震保険普通保険約款第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了する場合

(2) (1)の返りい金の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当会社がこれを承認した場合を除いて当会社の本店または支店で行うものとし、(1)の返りい金支払事由が生じた日または(4)および(5)に規定する請求書類が当会社に到着した日のいすれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行います。

(3) (2)の規定による(1)の返りい金の支払は、当会社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

(4) 保険契約者が(1)の返りい金の支払を受けようとする場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(5) 当会社は、別表4に掲げる書類以外の書類の提出を求めるることができます。

第11条 (返りい金の支払ー保険金額の調整の場合)

(1) 地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合の当会社の返りい金の支払は、別表3(1)の規定によります。

(2) 当会社が(1)の返りい金を支払う場合には、前条(2)から(4)までの規定を準用します。

第12条 (返りい金の支払ー解除の場合)

(1) 地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)、第11条(通知義務)(2)もしくは(6)、第19条(重大事由による解除)(1)またはこの特約第8条(保険料の変更等ー告知義務・通知義務等)(3)の規定により当会社が保険契約

を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合の当会社の返り金の支払は、別表3（1）の規定によります。

(2) 当会社が（1）の返り金を支払う場合には、第10条（返り金－失効等の場合）（2）から（4）までの規定を適用します。

第13条（返り金の支払－保険金を支払った場合）

(1) 地震保険普通保険約款第32条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合の返り金の支払は、別表3（2）の規定によります。

(2) 当会社が（1）の返り金を支払う場合には、第10条（返り金－失効等の場合）（2）から（4）までの規定を適用します。

第14条（自動継続契約に適用される特約）

自動継続契約には、その継続前契約の満了時に適用されていた特約が適用されるものとします。

第15条（自動継続契約の告知義務）

(1) 第3条（保険契約の自動継続）（1）の規定によりこの保険契約または自動継続契約を継続する場合において、告知事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもって当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の規定による告知に関する地震保険普通保険約款第10条（告知義務）の規定の適用については、同条（2）および（3）②の規定中「保険契約継続の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条（3）③の規定中「保険契約継続の際」とあるのは「保険契約を継続する時」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

第16条（主契約との関係）

(1) 主契約が無効の場合は、この保険契約または自動継続契約もまた無効とします。

(2) 主契約が失効の場合は、この特約もまた失効とします。

(3) 主契約が取り消された場合は、この特約も同時に取り消されるものとします。

(4) 主契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約または自動継続契約もまた同時に終了するものとします。

第17条（地震保険普通保険約款の適用除外）

地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）、第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）、第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）および第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定は適用しません。

第18条（地震保険普通保険約款の読み替え）

この特約については、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは「この保険契約が付帯されている保険契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合にはこの保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の一時払保険料または年払保険料との合計額、半年払または月払の場合にはこの保険契約の第1回保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えて適用します。

第19条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表1 返還保険料および請求保険料の計算方法

(1) 返還保険料の計算方法

① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年の場合は、当会社は、変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差額から、既経過期間（注）に対し月割計算した保険料相当額を差し引いた保険料を保険契約者に返れいします。

② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年未満の場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額から、既経過期間（注）に対し月割計算した保険料相当額を差し引いた保険料を保険契約者に返れいします。

③ この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差額に、既経過期間（注）に

対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に返れいします。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 請求保険料の計算方法

① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年の場合は、当会社は、変更後の年額保険料と変更前の年額保険料との差額について、未経過期間（注）に対し月割計算した保険料を保険契約者に請求します。

② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年未満の場合は、当会社は、変更後の保険料と変更前の保険料との差額について、未経過期間（注）に対し月割計算した保険料を保険契約者に請求します。

③ この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、変更後の保険料と変更前の保険料の差額に、既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に請求します。

(注) 1か月に満たない場合は1か月とします。

(3) (1) または(2)の規定により返還保険料および請求保険料を計算することができない場合は、地震保険普通保険約款ならびに地震保険普通保険約款に付帯された他の特約およびこの特約の規定の趣旨に従い返還保険料および請求保険料を計算します。

別表2 長期保険未経過料率係数表

既経過期間	保険期間			
	2年	3年	4年	5年
0年				
1年				
2年				
3年				
4年				
5年				

(注1) 上表は、既経過期間が整数年である場合の料率係数を記載したもので

す。

(注2) 既経過期間に1年未満の端月数がある場合には、上表既経過期間に準

じて各料率係数の差の範囲内で1月単位の料率係数を定めます。

別表3 返り金の計算方法

(1) 第10条（返り金の支払－失効等の場合）（1）の規定により保険契約が失効または終了した場合、返り金の第11条（返り金の支払－保険金額の調整の場合）（1）の規定により保険金額を減額した場合または第12条（返り金の支払－解除の場合）の規定により保険契約を解除した場合の返り金の支払

① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年以下の場合は、当会社は、この保険契約または自動継続契約の保険料から、既経過期間（注）に対して月割計算した保険料相当額を差し引いた保険料を保険契約者に返れいします。

② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、この保険契約または自動継続契約の保険料に、既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に返れいします。

(注) 1か月に満たない場合は1か月とします。

(2) 第13条（返り金の支払－保険金を支払った場合）（1）の返り金の支

払

① この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年以下の場合は、当会社は、保険料を返れいしません。

② この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年を超える場合は、当会社は、この保険契約または自動継続契約の保険料に、既経過期間（注）に対応する別表2の長期保険未経過料率係数を乗じた保険料を保険契約者に返れいします。

(注1) 保険期間の初日から損害が発生した日の属する契約年度の末日までの期間をいいます。

(注2) 本規定により返れい金を計算することができない場合は、地震保険普通保険約款ならびに地震保険普通保険約款に付帯された他の特約およびこの特約の規定の趣旨に従い返れい金を計算します。

(注3) この保険契約または自動継続契約の保険期間が1年の場合において、保険料が既経過期間（1か月に満たない場合は1か月とします。）に対し月割計算した保険料相当額よりも少ないときは、当会社は、その差額を保険契約者に請求することができます。

別表4 失効・終了・解除の場合の返れい金請求書類

① 当会社の定める請求書または支払方法指図書
② 保険証券
③ 保険契約者の印鑑証明書、運転免許証の写しその他保険契約者を確認できる書類（注1）
④ 委任を証する書類ならびに委任を受けた者の念書および印鑑証明書（注2）
⑤ 保険契約者の法定相続人を確認できる戸籍謄本、この保険契約の相続を確認できる書類（注3）ならびに法定相続人の念書および印鑑証明書
⑥ 法令に基づき必要となる書類（注4）
⑦ 民法等法律に定めるところにより失効・解除・解約の場合の返れい金もしくは満期返れい金等の請求権行使できる者もしくは取得した者または民法等法律に定める代理人が請求を行う場合は、その権限を確認できる書類ならびにその者の念書および印鑑証明書
⑧ 質権の消滅を確認できる書類

（注1）返れい金額、振込先口座等により印鑑証明書に限定することがあります。

（注2）失効・解除・解約の場合の返れい金または満期返れい金等の請求を第三者に委任する場合に必要とします。

（注3）保険契約者が死亡した場合に必要とします。

（注4）法令の規定により書類の提示とする場合があります。

抵当権者特約（地震保険用） 抵当権者（地震）

第1条

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
抵当権者	抵当権を有する者をいい、下記記載の者とします。

第2条

(1) 当会社は、被保険者がこの特約が付帯された地震保険契約（注）による保険金請求権をこの特約が付帯された地震保険契約（注）の保険の対象について抵当権者に、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したこととを承認し、この特約が付帯された地震保険契約（注）により保険金として支払うべき額を損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

（注）その継続契約を含みます。

(2) (1) の抵当権に優先する他の権利がある場合は、(1) に規定する支払限度額は、この特約が付帯された地震保険契約（注）の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時における優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。

（注）その継続契約を含みます。

第3条

(1) 当会社は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）（1）に規定する保険契約者または被保険者の義務の不履行があった場合においても、前条の規定により保険金を支払うものとします。

(2) 抵当権者は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）（1）のいずれかに該当する事実の発生を知った場合には、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手続を完了した場合には、当会社への通知は必要ありません。

(3) 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、抵当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、抵当権者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(5) (3) の規定による解除が地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した地震保険普通保険約款第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第4条

(1) 抵当権者が前条（2）の通知をした場合および地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（1）または（2）の規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わなければなりません。

(2) 当会社は、抵当権者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、抵当権者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) 抵当権者に（1）の保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます

(4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第5条

当会社が地震保険普通保険約款の解除に関する規定によりまたは保険契約者との合意によりこの特約が付帯された地震保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

第6条

(1) 当会社が第3条（1）の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません。

(2) (1) の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、（1）の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

第7条

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

第8条

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

抵当権者	保険証券記載のとおり
------	------------

長期保険保険料払込特約（地震保険用） 地震長期

第1条（保険料の返還または請求一通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、

保険契約継続特約（金融機関集団扱契約用）

（金融機関集団扱特約と地震保険がセットされた契約の地震保険に対して適用します。ただし、地震保険期間が主契約の保険期間より短い場合に限ります。）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、金融機関集団扱特約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日の3ヵ月前の日までに、当会社または保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

（注）この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(3) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（継続契約に適用される保険料率）

(1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

(2) 当会社は、(1)の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）において、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があつたときには、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

（注）地震保険普通保険約款第12条（保険契約者の住所変更）の規定による通知があつた場合は、その住所または通知先をいいます。

第6条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第7条（継続契約の告知義務）

(1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があつたときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の告知については、地震保険普通保険約款第10条（告知義務）の規定を適用します。

第8条（金融機関集団扱特約との関係）

この特約に規定しない事項については、金融機関集団扱特約の規定を適用します。

保険契約継続特約（住宅ローン利用者集団扱契約用）

（住宅ローン利用者集団扱特約と地震保険がセットされた契約の地震保険に対して適用します。ただし、地震保険期間が主契約の保険期間より短い場合に限ります。）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、住宅ローン利用者集団扱特約を付帯した保険契約で、当会社と保険契約者の間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第3条（保険契約の継続）

(1) この保険契約の満了する日の3ヵ月前の日までに、当会社または保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があつたものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この特約は失効します。

（注）この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯した場合は、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

(3) (1)の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

第4条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、継続証等記載の金額とします。

(2) 保険契約者は、継続契約の保険料を、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第5条（継続契約に適用される保険料率）

(1) この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第3条（保険契約の継続）(1)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

(2) 当会社は、(1)の継続契約の保険料率の変更を行う場合には、この保険契約満了の日より1か月前の日までに、継続証等記載の保険契約者の住所（注）において、書面によりその旨を通知します。この場合において、この保険契約の満了する日までに、保険契約者より保険契約を継続しない旨の意思表示があつたときには、第3条（保険契約の継続）(1)の規定にかかわらず、保険契約は継続されないものとします。

（注）地震保険普通保険約款第12条（保険契約者の住所変更）の規定による通知があつた場合は、その住所または通知先をいいます。

第6条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第3条（保険契約の継続）(1)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第7条（継続契約の告知義務）

(1) 第3条（保険契約の継続）(1)の規定によりこの保険契約を継続する場合に、保険契約申込書に記載した事項および継続証等に記載された事項に変更があつたときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

(2) (1)の告知については、地震保険普通保険約款第10条（告知義務）の規定を適用します。

第8条（住宅ローン利用者集団扱特約との関係）

この特約に規定しない事項については、住宅ローン利用者集団扱特約の規定を適用します。

[参考] 東海地震に係る地震防災対策強化地域（平成24年4月1日現在）

都県	市町村
東京	新島、神津島、三宅
神奈川	<市> 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 <町村> 高座郡=寒川 中郡=大磯、二宮 足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成 足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山梨	<市> 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 <町村> 西八代郡=市川三郷 南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川 中巨摩郡=昭和 南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長野	<市> 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 <町村> 諏訪郡=下諏訪、富士見、原 上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田 下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐阜	<市> 中津川
静岡	全域
愛知	<市> 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 <町村> 愛知郡=東郷 海部郡=大治、蟹江、飛島 知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊 額田郡=幸田 北設楽郡=設楽、東栄
三重	<市> 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 <町村> 桑名郡=木曽岬 度会郡=大紀、南伊勢 北牟婁郡=紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。



みんなの文字®

この制作物は、みんなの文字を使用しています。

みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。



2014.2. 30,000 (G3629A) TF 【DXXXX】